

3 平成24年12月3日付け津市監査委員告示第9号公表分

(1) 農林水産部

農業基盤整備課

監査の結果	平成23年度の津市土地改良事業団体協議会事業補助金について、当該補助金の補助率は、総事業費の2分の1以内とされているが、実際には総事業費に2分の1を乗じて得た額よりも28,102円多い額で交付していたことから、当該差額分の交付確定は適正ではなく、所要の是正措置を講じるとともに、補助金の交付確定に当たっては、適切な事務処理に努められたい。
措置の内容	平成23年度に交付済みの津市土地改良事業団体協議会事業補助金のうち、当該差額分については返還を受けた。また、補助金の交付確定に当たっては、確実な確認作業を行うことにより適切な事務処理をすることとした。

(2) 教育委員会事務局

教育研究支援課（市立学校監査）

監査の結果	市立学校における劇物・毒物の管理について、適切に行われていたものがあつた一方で、一部の市立学校において、使用量と残量の整合性が取れていないもの、薬品番号や薬品名が記載されていないもの、また、管理記録簿の確認者欄には管理職が残量を確認して押印することとなっている中で他の教諭が押印しているものなどの不備が見られた。 このことから、当該市立学校を所管する教育委員会事務局にあつては、各市立学校における劇物・毒物の管理が徹底されるよう適切な措置を講じられたい。
措置の内容	市立学校における劇物・毒物の管理について、使用量と残量の整合性が取れていることの確認などを適切に行うこととした。

(3) 指定管理者監査

ア 特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター（対象施設：津市市民活動センター 所管部局：市民部対話連携推進室）

(ア) 基本協定書等に係る報告について

監査の結果	特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター（以下「センター」という。）は、基本協定書及びその仕様書の定めるところにより、業務の実施状況、利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況のほか、市所有の物品現在高について本市に報告する必要があるが、これを報告していなかったため、所管部局にあっては、センターに対し、報告の徹底を指導されたい。
措置の内容	センターに対し、指定管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況のほか、市所有の物品現在高について報告の徹底を指導し、これらの報告がなされることとなった。

（イ）利用料金の減免の取扱について

監査の結果	施設を使用する場合の利用料金について、センターは、利用料金減免申請書の提出を受けずに、その利用料金を免除していたが、津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例第19条において、社会貢献活動を行う団体が使用するとき等に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる旨が定められている趣旨を踏まえ、減免の対象となる団体等が当該施設の使用許可を申請する際には、利用料金減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう是正されたい。
措置の内容	センターにおいて、利用料金の減免の対象となる団体等が使用許可を申請する際は、利用料金減免申請書の提出を受け、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断することとした。

イ 美し郷霧山施設管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

監査の結果	津市美し郷霧山内簡易宿泊施設の使用について、美し郷霧山施設管理運営協議会は許可申請書の提出を受けず、また、許可書を交付せずに、その使用を許可していたが、津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則第5条においては、使用許可を受けようとする者は、許可申請書を指定管理者に提出しなければならない旨が定められ、また、同規則第6条においては、申請により使用を許可したときは、許可書を交付するもの
-------	---

	とする旨が定められていることから、同規則に基づき適切に事務を執行されたい。
措置の内容	美し郷霧山施設管理運営協議会において、施設の使用許可の 手続に当たっては、津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条 例施行規則に基づき適切に事務を執行することとした。

ウ ヒストリーパーク塚原管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域
振興課）

監査の結果	基本協定書の第18条において、津市ヒストリーパーク塚原 の管理及び運営に当たり、津市の責めに帰することができない 事由によって生じた損害や、ヒストリーパーク塚原管理運営協 議会（以下「協議会」という。）が第三者に与えた損害は、協 議会の負担とすることとなっている。 一般的に公の施設における損害について、市が国家賠償法上 の損害賠償責任を負うときは、その責任の割合に応じて市が指 定管理者に対して求償することがあり得るほか、民法上の損害 賠償責任を指定管理者が負うことも想定されるため、協議会に あっては、損害賠償に係るリスク管理として、賠償責任保険に 加入するなど、所要の対策を取られることを検討されたい。
措置の内容	協議会は、損害賠償に係るリスク管理として、平成25年4 月1日から賠償責任保険に加入した。

エ 一身田寺内町の館運営委員会（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

監査の結果	公共的団体等が津市一身田寺内町の館内会議施設を使用す る場合の利用料金について、一身田寺内町の館運営委員会は、 利用料金減免申請書の提出を受けずに、その利用料金を免除し ていたが、津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例 第17条において、公共的団体等が使用する場合で、特に必要 があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除すること ができる旨が定められている趣旨を踏まえ、減免の対象となる 公共的団体等が当該施設の使用許可を申請する際には、利用料 金減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理 由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判 断するよう是正されたい。
措置の内容	一身田寺内町の館運営委員会において、利用料金の減免の対

象となる公共的団体等が使用許可を申請する際は、利用料金減免申請書の提出を受け、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断することとした。